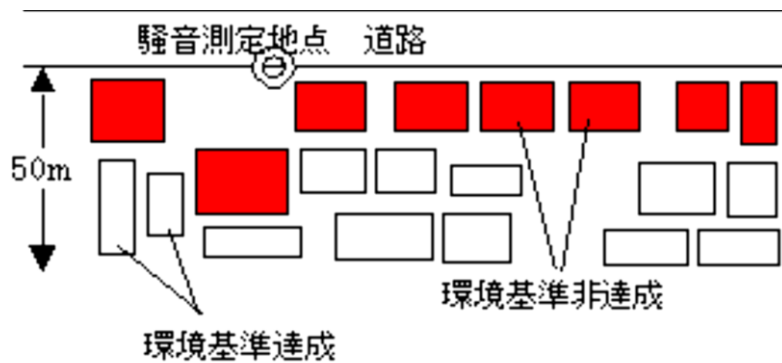


面的評価について

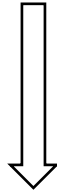
「面的評価」とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す道路交通騒音の評価方法です。

高速道路、国道、県道、4車線以上の市道などの幹線道路に面する地域での騒音を、幹線道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価します。

【面的評価例】

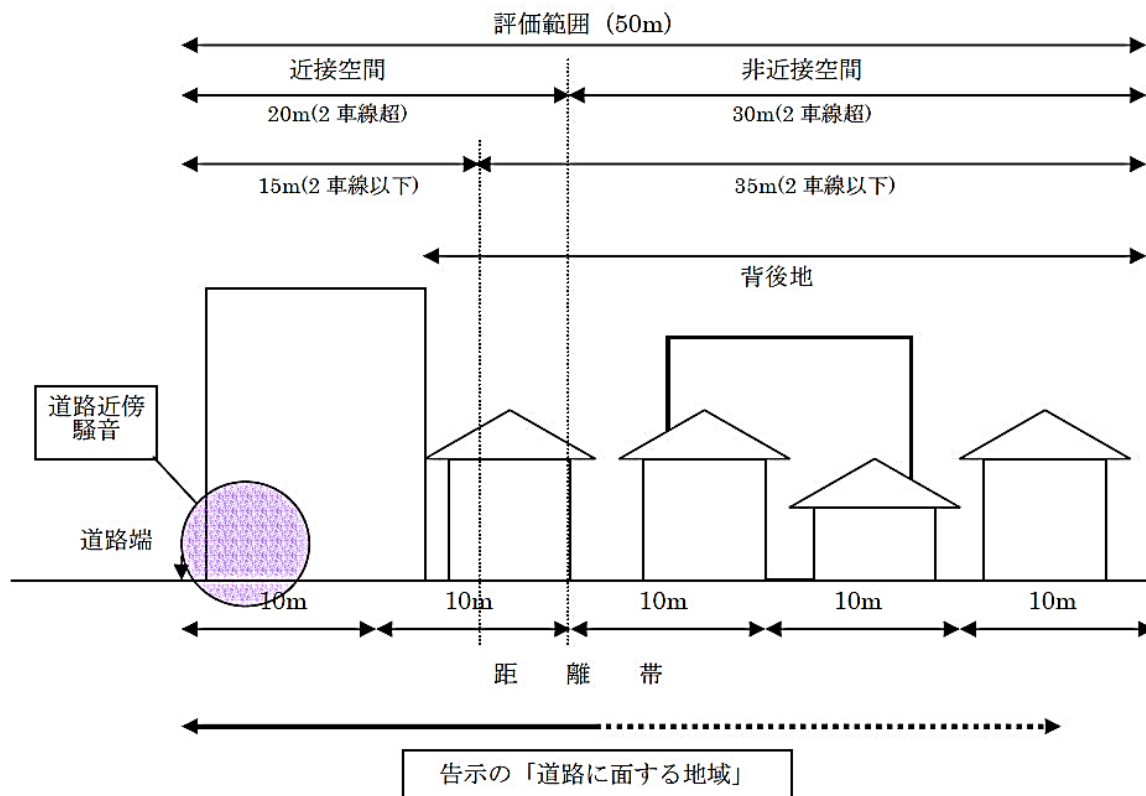


騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握する

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} = 60\%$$



- ・ 評価範囲：騒音の状況及び住居等の戸数などを把握すべき範囲は、道路端から50mとする
- ・ 近接空間：幹線交通を担う道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲を言う
2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15メートル
2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20メートル
- ・ 非近接空間：50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所
- ・ 住居等とは、住居、学校、病院、及びこれに類するものをいう
- ・ 道路端とは、道路の敷地（敷地内に複数の道路の管理者が存在する場合は、各道路の管理者が管理する敷地）の境界線をいう
- ・ 背後地とは、評価範囲において、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所
- ・ 道路近傍騒音とは、原則として、評価範囲内の道路に最も近い点で測定（あるいは推定）された騒音